



ニュースレター

島根大学・寧夏大学国際共同研究所日本側事務局 2012年12月 発行



日中の鏝（かすがい）としての国際共同研究所の発展を

子は鏝（かすがい）。落語でも語られる有名な言葉である。

日中の国家関係が悪化している。反日デモの様子を見て、眉をひそめる日本側の気持ちもあろう。中国側からすれば、たかだか60年ほど前に傍若無人な振る舞いをして多大な被害をもたらした隣国が、現在世界中で暴れまわっている無法者（国）と仲良く手を結んで強化しようとしているのだから、不審感を募らせるのも無理はない。

ありふれた言い方ではあるが、このような時こそ民間レベルでの交流が一層重要になる。島根大学・寧夏大学国際共同研究所も、日中間に存在する無数の鏝の一つとして今こそ力を発揮しなければならない。寧夏と島根大学の交流は25年目を迎えようとしている。鏝のなかでも年季の入ったものであり、手前味噌ながら大切な鏝の一つと胸を張って良いだろう。

かつて「戦略的互惠関係」という言葉が使われた。見解の相違や腹の中はいろいろあっても、相互に利用価値が高いので都合のいいように利用し合ひましょう、という意味だろうか。数年前に語られたこの言葉は、今回の事態の中で無力であった。

本研究所では、紆余曲折を経て、「戦略的互惠関係」を含みながらも、その域をすでに越えて、相互信頼を築き、研究所としての機能を強化してきたと自負している。交流初期の友好関係やその後の蜜月関係を経て、研究所の運営や管理をめぐって、時には意見の相違などもぶつけ合いながら、本来的な信頼関係を一歩ずつ築き上げている。もちろん、そうしたプロセスの中で、文化的な違いや誤解から、お互いにたくさんの気苦労を経験してきたのだが、だからこそ真の信頼関係が構築され、日中間の強力な鏝としての役割を果たせるのだと思う。

今後の研究所の展開のあり方として、ハイレベルな意義ある研究拠点としてはもちろんだが、日中間の大きな鏝としての存在感、社会的意義も強化・追求していきたい。

2012年12月 島根大学・寧夏大学国際共同研究所 副所長 関耕平

第10号 目次

巻頭言「日中の鏝（かすがい）としての国際共同研究所の発展を」	1	寧夏回族自治区の紹介	4
トピックス	2	第四回 中衛市	
・ 伊藤所長代表の科研プロジェクトが始動		論文紹介	5
・ 2012年度研究奨励助成の対象者決定		・ 「農民工の権益保障問題に関する研究」 王春芳（寧夏財經職業学院）	
・ 現地駐在員が六盤山友誼賞を受賞		お知らせ	9
・ 共同研究所年報 第5号を発刊		日本サロンの開館について	
ニュース	3	新着図書紹介	
・ 島根大学訪問団、西北農林科技大学を訪問			
・ 島根大学学生訪問団が共同研究所を訪問			

■ 伊藤所長代表の科研プロジェクトが始動

当研究所の伊藤勝久所長を代表者とする「中国低開発農村の持続可能な新システムの形成と定着に関する研究」が日本学術振興会の平成 24 年度基盤研究 (B) (海外学術調査) に採択され、当研究所を研究拠点として、プロジェクトが始動しました。このプロジェクトでは、次の 3 点を研究目的とし、農村社会、農牧業生産、農民の実態研究から新システムを構想します。

(a) **地域適合的な農林牧業システム、環境対策の検討開発**...各地域条件に合った農民専業合作社・地域優勢産業の形成、農民小金融の普及を通じて、農牧業生産、流通システム、農民の自発的なシステムを形成する方法の検討、及び自然環境と生産を両立する農村環境対策の検討。

(b) **持続可能な新農村社会システムの制度設計の示唆**...農村社会の変容を経済的側面とソーシャルキャピタルの賦存状況から分析し、その成果から望ましい制度設計を検討し、中国側共同研究者を通じて地方政府へ働きかける。

(c) **環境教育による社会・環境意識啓発**...地域の農民 (文盲も多い) に対して環境教育を実施する効果的方法論を農村農民調査より検討し、モデル農村を設定して地方政府の協力の下で、社会実験を実施。新システムや環境対策が農村状況をふまえた必然性として定着する方法を検討する。



■ 2012 年度研究奨励助成の対象者決定

島根大学・寧夏大学国際共同研究所に係る研究者に対する研究奨励助成の 2012 年度(第 5 年度目・最終年度)の対象者が決定しました。この助成事業は、島根大学と寧夏大学の学術交流 20 周年を記念し、島根大学によって創設されたものです。今年度は寧夏大学から 6 件の応募があり、その中から次の 3 件が助成対象に選ばれました。

張 玲 (寧夏大学教育学院・情報技術部・教授) 20 万円 「寧夏南部山区における基礎教育の均衡発展に関する研究——海原県を例にして」
本研究は教師の教学レベルの向上によって教育質を高め、農山村の教育持続可能な発展を促進する。
宋 麗華 (寧夏大学農学院・林業学・教授) 18 万円 「寧夏におけるバイオエネルギー樹種資源に関する調査と分析」
寧夏におけるバイオエネルギー利用価値のある樹種 (品種) 資源に対する調査と分析評価を通じて、地元の優良バイオエネルギーの樹種を選別し、利用方法と対策を提出して、寧夏地域の本木植物エネルギーの開発と利用に参考を提供する。
劉 学武 (寧夏大学西部発展研究中心・講師) 20 万円 「耕地無付与の生態移民移転方式についての研究」
耕地無付与の生態移民移転とは、移民を移転させる際に、耕地を分配せず、城鎮 (都市部) や工業団地、産業基地に移住させ、労働者として賃金を得て家族の生活需要を満足させることを指している。

奨励助成制度詳細はこちらをご覧ください。 <http://www.ningxia.shimane-u.ac.jp/topix/12joseiboshu.html>

■ 現地駐在研究員が六盤山友誼賞を受賞

当研究所の日本側職員として現地に駐在している田中奈緒美研究員が、2012年度「寧夏回族自治区六盤山友誼賞」を受賞しました。六盤山友誼賞とは、寧夏回族自治区の経済・社会発展に積極的に貢献した外国人専門家を表彰する賞で、寧夏に滞在する技術者、管理業務者、教師等から選ばれ、寧夏の外国人専門家に対する最高賞にあたります。

田中研究員が寧夏に派遣されて4年になりますが、その間の日本語教育による教学効果、及び「日本文化祭り」「日本語コーナー」「日本文化サロン」等の企画・実施に取り組み、寧夏の学生・教職員の日本の文化や社会に対する理解促進に貢献したことが評価されました。

今年六盤山友誼賞が創設されてから5回目の選出にあたり、日本人の受賞は6人目となります。

■ 共同研究所年報 第5号を発刊

島根大学・寧夏大学国際共同研究所年報の第5号（2011年度版）を発刊しました。内容の閲覧は研究所HP「概要 < 研究所のあゆみ」ページをご覧ください。PDFデータを掲載しております。

研究所HP 「概要 < 研究所のあゆみ」 <http://www.ningxia.shimane-u.ac.jp/ayumi.html>

ニュース

■ 島根大学訪問団、西北農林科技大学を訪問

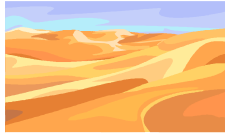
6月15日、島根大学訪問団が陝西省楊凌市にある西北農林科技大学を訪問し、友好交流の締結に向けて一步を踏み出しました。西北農林科技大学では、座談会を開いていただき、主に島根大学生物資源科学部と西北農林科技大学農学院の科学研究成果について紹介し合い、今後の交流の方向性について話し合いが行われました。また、夜には副校長主催の晩餐会が行われ、楽しい一時を過ごしました。今後は、個人のレベルから交流を広げ、学部同士の交流へと繋げていく予定です。



■ 島根大学学生訪問団が共同研究所を訪問



9月7日、島根大学中国夏期研修（8月29日～9月8日）の一環で寧夏大学に滞在していた島根大学の学生訪問団（学生4名、引率2名）が当研究所を訪問してくださいました。研究所では、島根大学と寧夏大学との研究交流の歴史や研究所の概要について説明、その後施設内を見学いただきました。訪問団の皆さんは島根大学と寧夏大学の学術交流に興味を持ってくださったようで、熱心に話を聞いてくださいました。今後、訪問団の皆さんのような、若い世代の交流が活発化することを期待しています。



寧夏回族自治区の紹介

第四回 中衛市

中衛市は自治区の中央部西側に位置し、沙坡頭区（市中心区）及び二県（中寧県、海原県）を管轄しています。

歴史:

3 万年前	古代人類が生活
春秋時代	羌戎族の雑居地となる。
1403 年 (明代)	中衛という地名が用いられる。
1724 年 (清代)	寧夏府に中衛県が設置される。
1933 年	中衛県と中寧県に分かれる。
1958 年	寧夏回族自治区成立とともに、中衛・中寧は銀川・呉忠の管轄、海原は固原の管轄となる。
2004 年	中衛市が成立。

中衛市発表データ(2011 年)

面積	1.7 万km ²
総人口	118.12 万人
回族人口	40.78 万人 (総人口の 34.52%)
全市 GDP	213.48 億元
都市住民一人当たりの年間可処分所得	15,866 元
農民一人当たりの年間純収入	5,178 元
全社会固定資産投資	194.51 億元
地方財政収入	27.98 億元

地理的状況:

中衛市は、寧夏回族自治区の中西部に位置し、内モンゴル自治区、陝西省と隣接している。地勢は、西・南部が高く、東・北部が低くなっており、平均海拔は 1225 メートルである。地形は黄河沖積平原、台地、砂漠、山地、丘陵の五タイプからなり、典型的な温帯大陸性モンスーン気候で、砂漠の影響を受け、日照時間が長く、昼夜の温度差が大きい。平均気温は 7.3~9.5℃で、年平均相対湿度は 57%、無霜期 158~169 日、年平均降水量は 180~367 ミリである。

産業:

- ・ 鉱物資源
境内の鉱物資源は、主に石炭、石膏、珪石、粘土、石灰、金、銀、銅、鉄等 20 種類余りに上る。その内、石膏の埋蔵量は約 70 億トンで、全国第二位を誇る。
- ・ 観光業
市内にある観光地「沙坡頭」は、全国で初めて国家 5A 級旅行景観区に指定された観光地の一つで、トンゴリ砂漠と黄河が交わる天然の太極図を為している。また、「中衛高廟」は明代に建てられた儒教、仏教、道教という 3 つの宗教が一体となった廟であり、中国全国建築師学会から「中国古廟の經典建築」と称えられている。その他、寺口子景区、大麦地岩画、一碗泉旧石器遺跡、秦漢明代長城、海原天都山石窟等、多くの観光地がある。
- ・ 農業
黄河の水を引いた灌漑地区は 111 ムーに及び、中国西北地域の重要な穀物及び水産品、施設農業(主に野菜)の生産地である。特に、クコ、セレンスイカが優勢特色主導産業である。



■ 農民工の権益保障問題に関する研究 王春芳(寧夏財經職業学院)

《农业科学研究》 2010年6月号より

要旨：農民工は都市建設の中間的労働力であり、都市と農村の消費を刺激し、都市と農村の地域経済繁栄と経済成長を促進するための重要な手段である。彼らは精一杯働いているが、歴史的な固定観念や、国家政策制度の未整備、及び農民工自身に起因する問題から、彼らの合法権益は保障されていない。今後の経済発展過程において、多種類の措置を取り、農民工の権益保障を強化してこそ、中国経済の良好で急速な発展を促進することができる。

キーワード：農民工 権益 保障問題

農民工権益の保護を強化する、つまり、農民工の労働報酬、子女の就学、公共衛生、住宅購入等について、都市住民と同じ待遇を享受できるよう徐々に改善し、農民工の労働条件の向上、労働安全衛生の保障、就労中の傷害保険（労災）、医療保険、養老保険の範囲を拡大して、農民工の養老保険関係の移転手続き方法を速やかに制定・実施するという方針が、中国共産党第十七回第三次全体会議で明確に示された。都市と農村の社会管理を統一し、戸籍制度改革を行い、農民工の中小都市への戸籍転入条件を緩和し、都市で安定した就業先と居住条件を持たせ、農民を都市住民として扱う。農民工の権益保障問題は、今後中国の小康社会確立において、実現しなければならない重要な事業である。

1. 現段階で農民工の権益が深刻に損なわれている実態

1.1 経済的権益¹

長年に渡って、農民工の給与の全体的な水準は低い。また、一般的に、同じような仕事でも給与が一定でないという問題がある。労働賃金が予定通りに支払われず、雇い主の都合で支払いが延期されたり、上前をはねられたりするという問題も深刻である。問題の種類も多様で、一部のひどい場合には、給与が支払われず、故郷へ帰る旅費のみの支給、或いは、その旅費すら支給されない場合もある。一部の企業では、保証金として、農民から700~2000元を徴収する、或いは、1~2か月分の給与を支払わないという例もある。またある企業では、農民工に生活費だけを支払い、給与の大部分は幹部が握っており、何かと理由を見つけて農民工を処罰し上前をはね、その不満から農民工が離職した場合は、その間の給与を請求するのは難しい、といった状況も見られる。

1.2 労働権益

農民工が就くことのできる業種が制限され、休日に休む権利が奪われ、作業環境及び生活環境が悪く、労働の安全が保障されておらず、社会保険と社会福祉の権利も奪われている。農民工が都市部で就職するのは

難しく、政府の政策によって制限されたり、求人企業から差別されたりすることもあり、このような制限と差別は農民工の平等な就業権利を非常に損なっている。農民工は長時間労働力とみなされ、作業時間が長すぎて、負担が大きすぎる。都市部の戸籍を持っていないため、都市住民から差別され、正社員や労働組合の組員になれない。「同じ職場で異なる労働時間」、「同じ労働時間で異なる労働権利」という現象が一般的になっている。

1.3 社会権益²

社会における差別により、生活は味気ないものになり、いつも気分が沈んでいる農民工が多い。農民工自身の教育及び子女の就学について差別を受けている。住宅問題の解決も難しい。都市住民はもともと優越感があり、言語や行動上において、明に暗に農民工に対する差別感情を表す事が多い。

2. 農民工の権益が損害される原因の分析

2.1 歴史的原因

数千年の封建統治において、伝統的で自然発生的な経済活動を行ってきた中国では、都市部と農村部及び各村の間に隔たりが大きい。改革開放前の中国では、中央集権型の計画経済体制が実行されていたが、伝統的な各地域の隔たりを変えられなかっただけでなく、農業によって工業の発展を支えるという政策により、都市と農村の格差の拡大、不均等な発展が進んだ。また、遅れた戸籍管理制度により、都市と農村の分離が強化され、農民は都市に働きに出る場合、農民工になった。この、農民から農民工になることは本来、例外的であり、しかも制度によって保護されていない。戸籍管理制度により中国公民は異なる身分に分けられる。つまり、農業戸籍と非農業戸籍、常住戸籍と臨時戸籍である。戸籍の種類によって待遇も異なっており、都市と農村の隔離を強化した。中国における都市と農村の関係において採用しているのは、「一国二策」、即ち都市、都市部住民に対する政策と、農村、農民に対す

る政策のダブルスタンダードである。改革開放前、国家が計画経済体制を実行していたため、今に比べて都市と農村での生活レベルは比較的差がなかった。国家体制の弊害が農民の権益に与える損害は計画経済と政府の宣伝によって覆い隠され、都市と農村間の実際の不均等は政治的プロバカンダによって覆い隠された。

改革開放後、国家は都市・農村問題に関する政策の一部を調整し、都市・農村経済の発展をもたらした。しかし、根本的には「一国二策」の局面は変わっていない。「一国二策」は農民工の権益が損なわれた一つの重大な原因である。

2.2 政策制度による原因

社会の公正な制度とは、まず第一に全ての人民に対して平等な基本的自由権利が有効に保障されており、その上で、公民の権利と義務が統一されたものである。現在、中国の法律の不備から、一部の農民工の権利が失われ、関係法律がないという状況である。不十分な法律や規定により、法律の執行も十分といえず、法律が意味をなさず、制度の公正性が実現できていない。改革開放後、中国の法律は大きく進歩し、各領域についての法律や規定ができ、各社会集団が関係法律に保護されるようになったにもかかわらず、農民工の社会集団だけが今でも保護されておらず、農民工は法律を利用して自らの権利を守ることができない。1995年から実行された「中華人民共和国労働法」は労働者権益を保護する基本法である。しかし市場経済の深化発展と農村の都市化、産業化の急速な発展に追いつかず、「労働法」は大まかな原則しか決められていない。特に農民工の権益の特徴に関する具体的規定が乏しく、農民工権益の保護、労働関係に対する法律保護等が非常に乏しいことが明確になってきた。

中国の司法環境は理想的ではなく、法律を利用して権利を守る際のコストやリスクが高い。労働監察局、都市管理局（城管）、公安局、工商局等の行政執法人員が農民工に対して差別的で、法律の執行が公正・厳格でない、或いは、農民工の権益が損なわれた時、何もしてくれない。これは農民工の法定権利が現実的な利益にならない重要な原因である。農民工は自分の権利が侵された際でも、法律によって自分の権利を守るのが怖い、或いはしたくないと考えている。

2.3 政府と社会の原因

2.3.1 政府は農民工の権利を守ることに最善を尽くしていない。政府、企業、個人の三者間では以下のような関係性にある。政府は、企業・事業者の経営と労働者の労働を通して利益を得ると同時に、企業・事業者や個人の活動を規範付けたり、利益を守る。企業・事業者は、政府による有利な政策を利用し、不利な政策を避けて、労働者から最大利益を得るため搾取する。

労働者個人は、企業から不利な条件を受け続けながら最大利益を獲得しようとし、一方で政府の力を借りて自己を守る、という関係性を持っている。三者間において、政府は自らの利益を守る以外に、企業・事業者と労働者とのバランスを考慮しなければならない。もし政府の考慮が足りなかったら、社会利益の配分状態が不公平になる。現在の農民工の状況は、この三者間で最も損害を受けている。

2.3.2 市民と農民工の異なる生活環境が、農民工に対する排斥を強化

農民工は農村部から来たが、都市部に融合しようとする願望が強く、都市住民とともに平等な生活を送りたい、一緒に都市の未来を創造したいと考えている。一方、都市部の住民は、農民工の大量の侵入に対して、本能的に防衛・警戒心を持っている。都市部の住民は、農民工を自らのグループに入れたくないと考えており、彼らの心の中では、農民工は部外者であり、二等公民である。都市部の住民は、農民工の生活方式、生活習慣、及び方言について嘲笑している。このような不健康な文化的心理も、農民工の社会権益に損害を与える一つの原因である。

2.3.3 司法、行政による管理制度による弊害

農民工権益を損害するいくつかの原因：①法規定をみると、農民工が属する暫住人口については「合法的権益が法律によって守られる」という原則性権利と「暫住証は不法に差し押さえられない」という具体的な権利を持つ。しかしながら、その他の領域について具体的な権利があるとは言えない。また、彼らの権利が侵された場合、具体的な訴訟対象がない。つまり権利侵害があっても、彼らの義務と権利のバランスは取られない。②具体的に法律の執行と司法の実践の観点からみると、関係部門は農民工がどんな利益要求を持っているか、あまり関心を持っていない。ただ単に、関係証明書の発行や費用の徴収、罰金の徴収のことばかり考え、基準を超えて費用を徴収したり、何かにつけて罰金を徴収することがよく見られる。管理部門の言い分は、「徴収を通して管理を促進し」「罰金を通して管理を促進する」ということであり、農民工に対する行政サービスはあまり考えられていない。③管理体制の動向からみると、都市が管理を強化するのは、農民の流動は管理秩序を乱すもので、社会の不安定要素だとの理由からである。一定の社会秩序を肅正した後、矛先を農民工に向け、農民工が都市の社会秩序を乱すこと防ぐことが必要だというのである。

2.4 農民工自身の原因

2.4.1 農民工は伝統観念が強く、法律意識が薄く、自己防衛意識が低い。

中国の基層社会、特に鄉村社会つまり村では、今で

も基本的に「顔なじみ社会」である。人々は長い間ずっと一つの地域で生活、或いは一つの部門で働いているため、さまざまな面で相互につながっており、相互依存の社会関係を形成している。人々は一般的なもめごとにおいても、厳格に法律に従って追及するという手段をあまり好まない。逆に、一部の権利を放棄してでも、情を選び、周りとの社会関係の改善を望む。農民工のこのような伝統的な意識と低い文化的教養により、工業社会の需要に応じた現代の法治観念は、彼らにとって納得し難い。そのため、現代工業社会における農民工は、伝統方式によって自身の利益を守れないだけでなく、法律によって自身の權益を保護することもできない。

2.4.2 文化的教育が劣っているため、農民工の權益が損なわれる場合がある。

経済的基礎が社会地位を決定する。そのため、農民工は低収入であり、社会地位が低く、その社会地位の低さにより、教養面においても低い地位においやられている。農民工はその教養水準の低さにより、従事する職種、業種、部門も彼らの権利を侵害しやすいものとなる。農民工も一つの商品である。その商品価値は価値法則に影響され、商品の質と量が価格を決定する。こうした農民工の労働力の価格は、社会地位をも規定するものであるが、こうした価格形成には權益保護問題も含まれている。まず、農民工の労働力の数は膨大で、需要量を超えている。また、教養水準が低いため、質が低い。人々は、貴重品なら大事にするが、安物（農民工）に対しては敬意を払わない。

3. 農民工の權益保障対策に関する研究

農民工は、私たちの生活の中で不可欠な部分で、私たちの兄弟姉妹であり、彼らの発展への注目は私たち自身の発展への注目と同じである。農民工の權益保障の問題に対して、私たちは積極的な態度をとらなければならない。農民工が直面している問題について、柔軟でダイナミックで発展的な目線で考え解決を図るべきである。農民工の全ての権利を守り、農民工を完全な国民待遇へ戻す必要がある。前述の農民工問題が起こった本質的な原因に対して、以下の対策を提案する。

3.1 農民工自身の素質を高め、権利保護能力を高める。

3.1.1 農民工の現代的な考え方を育成し、農民工の職業技能を引き上げ続けること

農民工が、自動的に都市部に融合し、自動的に真の都市市民となることはない。彼らの観念を変え、彼らの素質を引き上げなければならない。しかしそのためには、都市に流入した農民工に対する育成教育だけではなく、農民工の現代思想意識・観念を育成することが更に重要である。市場経済体制において、農民工は元来の保守思想を捨てるべきであり、自己の創新意識

を高め、環境の変化に適応すると同時に、自己の職業技能を高めることに強い認識を持たなければならない。

3.1.2 農民工の法律意識引き上げと組織化の強化

中国のような、有効な権力制約と市場実践経験が乏しい社会では、政府の利益と企業主の利益に本質的な対立がないため、政府の農民工の權益に対する保護強度は弱くなりやすい。政府の一部の職員も、利益を追求して企業主と同じ立場に立つ事が避けられない。そのため、農民工と企業主の利益が対立している限り、農民工の權益保護は、政府に頼ることはできない。したがって宣伝や広報を強化することで、農民工自身の自己權益保護意識を引き上げる対策をとるべきである。農民工は、法律上さまざまな権利が与えられたけれども、彼らが実際にこれらの権利を行使する時には、いろいろな心配事が浮上する。しかも、農民工が個人として企業と対峙する時、力は有限であり、労働組合の力も強くない。このような状況を打破するため、農民工は自分たちの社会団体組織、例えば農民工協会等を成立させ、自分自身の利益を守る能力を強化するべきである。

3.2 各種の政策制度を強化し続け、完全なものにする

3.2.1 農民工の特徴に合った社会保障システムの制定

社会保障は社会の「安定剤」、「安全弁」であり、社会的弱者を守る最後の砦である。中国は、社会保障の効果を重視しつつあり、しかも大きな進歩を遂げたが、現在でも社会保障の普及率はまだ低く、都市部に流入した農民工には有効な社会保障制度が適用されることがなく、国家規定の社会保障制度から排除されている。そのため、中国の社会保障制度の普及を推進すべきで、農民工にも適用される社会保障システムを制定すべきである。

3.2.2 農民工に向けた社会保険制度を制定する

迅速に農民工傷害保険制度を制定し、また、都市農民工医療保険、生育保険、失業保険、養老保険を分けて制定し、その後、農民工に対する総合保険制度を制定、完備する。

3.2.3 現行の教育制度の改革、新たな教育政策の制定

農民工の子女が教育を受ける権利を保証し、流動農民工子女の教育問題を解決する。本質的に言えば、義務教育財政制度、公共教育資源配置モデル、入学制度を含む現在の義務教育制度を改革し、戸籍が入学条件という制限を取消し、大学入試に参加する農民工子女に対しては、本籍地でのみ試験を受けられるという現行制度を改訂すべきである。

3.3 伝統観念の更新

3.3.1 国家事務管理者の観念を変える

国家事務管理者として、「都市部重視、農村軽視」という古い考え方や、農業を都市の過剰労働力を吸収す

るスポンジ、或いは労働力を貯蔵する蓄電池とみなす考え方を捨て、農村住民が都市住民になるという必然的な趨勢を認め、農村人口の都市への流入を正しく認識すべきである。市場経済体制における国家事務管理者として、最高管理者はもちろん、一般行政管理者はすべて、社会的弱者に対する共感を持ち人間が社会の基礎であるという観念を樹立すべきである。ヒューマニズムを国家事務管理の指導思想とし、同時に行政管理者の社会的責任感を強化すべきである。こうすることで、農民工問題を見る時、冷静な頭で、客観的な態度を保つことができる。

3.3.2 都市住民の観念を変えること

都市住民は確実に自分の観念を変え、農民工を尊重し、彼らの人格や価値を認め、欠点を許し、彼らの生活に注意を払うよう努め、彼らの実際の困難はもちろん、生活上の些細な問題をも助けるべきである。

4. 戸籍制度改革のスピード³を加速させること

都市と農村の二元経済構造の束縛を早急に打破し、「戸籍特権」を廃止し、「農業戸籍」「非農業戸籍」と

いうの呼称を禁じ、市民と農民を併せた「公民」という呼称にすべきである。国家の関係部門が新たな戸籍管理制度を迅速に制定し、常住地登録戸籍管理を、人間を中心とする戸籍管理に変え、公民が身分証明書を持ってば全国どこにでも行ける人口流動や移転を認めるような新たなシステムにすべきである。戸籍に関する各種の付加条件を取消し、戸籍制度改革を行い、公民の移動の自由と居住の自由が実現されるべきである。農民工の労働と人口移動の条件を整えれば、都市と農村の建設の促進と労働者資源の合理的配置が可能となり、公民の合法権益を合理的に保証することができ、社会主義的平等を体現することもできる。

以上述べてきたように、農民工は元々農民であるが、農民と異なり、かといって都市住民のように扱われているわけではない。したがって、今後の農民工のありかたとして、名誉、地位、効用、待遇、問題、制度等もとし住民や他の従業員と統一し、同等にするべきである。これは農民工が本来の権利を取り戻す鍵であるだけでなく、理性的に農民工を認識する核心でもある。

- 1 陳雪原、高祥、「新时期我国“三农”问题的多维透视——中国经济学会 2007 年学术研理会综述」、『农业经济问』、2007 (11)、95-98
- 2 卢黎霞、李富田、「农民“下岗”去哪里?」、『农村经济』、2007 (7)、118-119
- 3 陳宗勝、『发展经济学』、上海復旦大学出版社、2001、1-50

日本サロンの開館について

当研究所では、2013 年秋を目標に、研究所棟内に日本の図書資料を集めた「日本サロン」を開く予定にしています。もともと、研究所資料室には、様々な方から寄贈された約 1000 冊の日本語の本がありましたが、それに加え、島根大学の教職員の方々や、出雲市立図書館、(公財)しまね国際センター、島根県、松江市等々の皆様のご協力の下、数多くの図書や資料が集められました。現在はそれを分類・登録している最中です。開館は、2013 年秋頃を予定しております。開館の際には、ぜひご利用くださいませ。

■ 図書整理・郵送準備の様子



■ サロン開館予定地



新着図書紹介

このコーナーでは、研究所に新しく登録された図書の一部を紹介します。



『寧夏統計年鑑 2012 (寧夏統計年鑑 2012)』

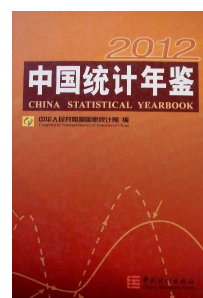
寧夏回族自治区統計局、国家統計局寧夏調査総隊 編
中国統計出版社・2012 年 10 月

寧夏の経済と社会発展に関する総合的かつ系統的、客観的な年刊資料。寧夏の地域事情の研究、社会情報の収集、政策の制定等に欠かせない書である。2011 年の寧夏の経済・社会各方面に関する統計データ、寧夏各市・県(区)の主要統計データが掲載されている。

『中国統計年鑑 2012 (中国統計年鑑 2012)』

中華人民共和国国家統計局 編
中国統計出版社・2012 年 10 月

中国各省・自治区・直轄市の、人口、就業、所得、固定資産投資、対外経済貿易、エネルギー、財政、物価指数等、経済・社会各方面に関する 2011 年の統計データを収録。中国の経済と社会発展の状況を総合的に反映した年刊資料である。



ご意見・お問い合わせ

島根大学・寧夏大学国際共同研究所

〒750021 中国・寧夏・銀川市西夏区賀蘭山西路 489 号 寧夏大学 A 区 3 信箱

TEL: +86-951-2061818

E-mail: neika_kenkyusho@yahoo.co.jp

HP アドレス <http://www.ningxia.shimane-u.ac.jp/>